

# 危機対応業務について

---





# 商工中金におけるセーフティネット機能の発揮

## これまでの取組み

平成9年～12年

金融機関の  
相次ぐ破綻等

平成13年～15年

金融再生プログラム  
不良債権集中処理

## 政府の施策

- (国の特別貸付)セーフティネット貸付制度
- 金融安定化特別保証制度30兆円
- 新たな保証制度創設
  - ・売掛債権担保融資保証
  - ・資金繰り円滑化借換保証

## 商工中金の取組み

- 左記施策を実施
- 独自の制度の実行
  - ・無担保融資
  - ・日々の資金繰りを支援する短期運転資金
- 経営改善支援を促進
  - ・中小企業再生支援協議会とも連携

商工中金は過去10年間で総額約7兆円のセーフティネット関連貸出を実施

## 20年10月株式会社化以降の取組み

### 危機対応業務

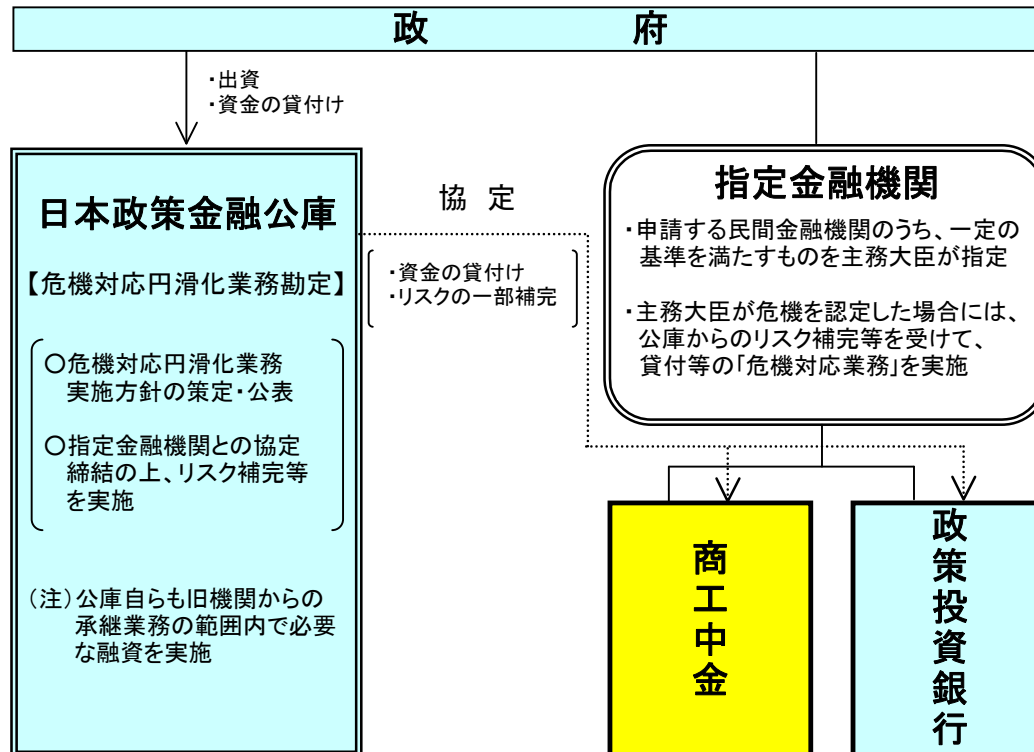
法定の指定金融機関としての的確な対応を図る。  
「①損害担保貸出」、「②ツーステップローン」の活用

**独自のセーフティネット貸付**  
10月1日より独自のセーフティネットを実施

**緊急保証制度**  
10月31日制度創設より積極的に活用

# 危機対応業務 ①

- 平成20年10月1日以降、災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため新たに危機対応体制が構築されています。
- 新商工中金は、この危機対応体制のもとで危機対応のための融資等を実施する機関（指定金融機関）として法定されております。



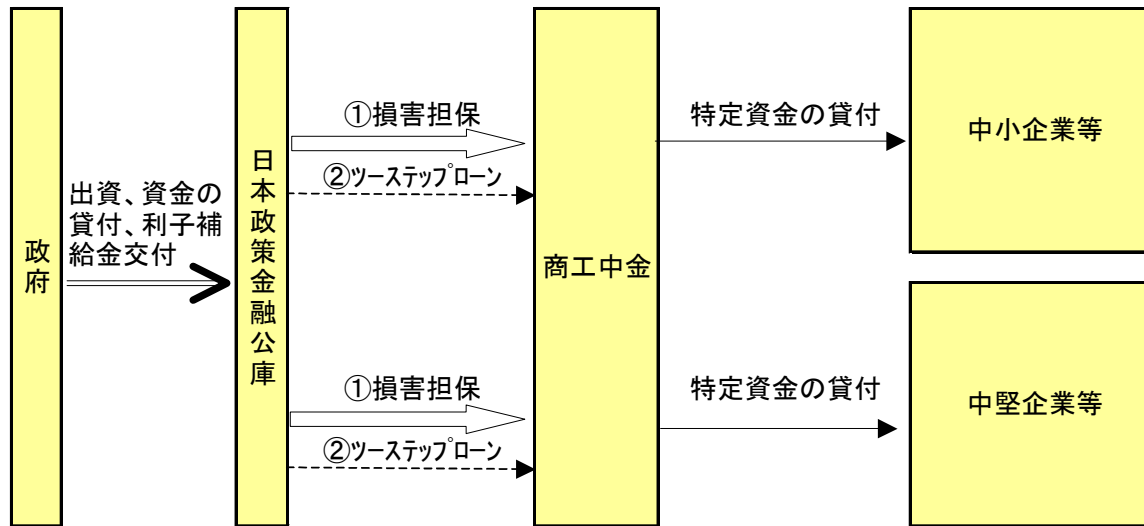
○当金庫は日本政策金融公庫法により指定金融機関として定められている。



# 危機対応業務 ②

● 中小企業に対する危機対応業務を担う唯一法定された指定金融機関としての機能を十分に発揮します。

## ○危機対応業務の概要



(注) 特定資金：内外の金融秩序の混乱、大規模災害等による被害に対処するために必要な資金であって政令で指定するもの。

**①損害担保付貸出**  
 日本政策金融公庫からの信用補完（損失額の一部補償）を受け、特定資金の貸付を行う制度  
 ○補償割合：中小企業等向け80%、  
 中堅企業向け 70%

**②ツーステップローン**  
 日本政策金融公庫から財政投融資貸付を原資としたバックファイナンスを受けて、中小・中堅企業等に対し、特定資金の貸付を行う制度。

## 【参考】

# 21年度補正予算による危機対応業務の融資枠の拡充

○21年度補正予算において中小企業等の資金繰りを支援するため、商工中金の危機対応業務の融資枠が3兆円追加され4.2兆円となっています。

危機対応融資の拡充（予定事業規模）

（単位：兆円）

	現行枠	21年度補正予算 （追加分）	合計
融資枠	1.2	3.0	4.2
中小企業等向け （うち損害担保付貸出）	0.9 (0.9)	2.4 (1.7)	3.3 (2.6)
中堅企業等向け （うち損害担保付貸出）	0.3 (0.3)	0.6 (0.3)	0.9 (0.6)
資金調達額	1.2	3.0	4.2
日本政策金融公庫（財政投融資資金等）	0.3	3.0	3.3
自己資金等	0.9		0.9

- 危機対応業務の融資枠は1.2兆円から4.2兆円に拡充（中小企業等向け3.3兆円、中堅企業等向け0.9兆円）
- 追加分は損害担保付貸出2兆円、ツーステップローンによる資金調達3兆円が盛り込まれている。



# 中小企業向け制度

- 日本政策金融公庫から財政投融资貸付を原資としたバックファイナンスを受けて、事業者の必要資金をご融資します（下記①②）。
- 日本政策金融公庫の一部補償を受けて事業者の必要資金をご融資します（下記①～③）。  
⇒担保が不足している事業者の方についても、中長期的に業況回復が見込まれるなどを十分に検討した上で、無担保の取扱いについて弾力的な対応を行っています。
- ①②については上記2つの制度を併用することも可能です。いずれも金利は所定の利率となります。

## ①経営環境変化対応資金

貸出対象：一時的な売上・利益額減少等の業況悪化に対応するために必要な設備資金・運転資金

貸出限度：7億2千万円

貸出期間：原則として設備15年（据置2年）以内、運転5年（据置1年）以内

## ②金融環境変化対応資金

貸出対象：取引金融機関からの取引状況の悪化等に対応するために必要な設備資金・運転資金

貸出限度：3億円

貸出期間：原則として設備15年（据置2年）以内、運転5年（据置1年）以内

## ③災害復旧資金

貸出対象：災害復旧に必要な設備資金・運転資金

貸出限度：1億5千万円

貸出期間：原則として設備・運転ともに10年（据置2年）以内



# 中堅企業向け制度

- 日本政策金融公庫から財政投融資貸付を原資としたバックファイナンスを受けて、事業者の必要資金をご融資します。
- 日本政策金融公庫の一部補償を受けて事業者の必要資金をご融資します。  
⇒ 担保が不足している事業者の方についても、中長期的に業況回復が見込まれるなどを十分に検討した上で、無担保の取扱いについて弾力的な対応を行っています。
- 上記2つの制度を併用することも可能です。いずれも金利は所定の利率になります。

貸出対象：国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りに支障をきたしている  
非法定中小企業者

貸出限度：なし（損害担保付の場合、20億円）

貸出期間：設備1年超15年（据置2年）以内、運転1年超10年（据置2年）以内

## ※中堅企業の範囲について

右表の業種毎に定める「資本の額又は出資の総額」かつ「常時使用する従業員の数」の会社が対象となります。

業種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他の業種 (下記卸売業・サービス業・小売業を除く。)	300百万円超	300人超
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	300百万円超	900人超
卸売業	100百万円超	100人超
サービス業	50百万円超	100人超
ソフトウェア業	300百万円超	300人超
情報処理サービス業	300百万円超	300人超
旅館業	50百万円超	200人超
小売業(飲食店を含む。)	50百万円超	50人超



# 商工中金のご融資の対象

●商工中金の株主となって頂いている下記掲載の中小企業団体（商工中金株主団体：25, 822団体）とその構成員の皆さまをご融資先としています。また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、および株主団体とその構成員の海外現地法人などの皆さまのご相談にも応じています。

- 中小企業等協同組合／事業協同組合・事業協同小組合・火災共済協同組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合
- 協業組合
- 商工組合・同連合会
- 商店街振興組合・同連合会
- 生活衛生同業組合・同連合会・生活衛生同業小組合
- 酒造組合・同連合会・同中央会
- 酒販組合・同連合会・同中央会
- 内航海運組合・同連合会
- 輸出組合・輸入組合
- 市街地再開発組合

※中小企業の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は、最寄りの商工中金各支店にご相談ください



# 危機対応業務への取組み状況

- 商工中金は、平成20年10月に危機対応業務を開始して以来、中小企業等向け損害担保付貸出及び中堅企業等向けツーステップローンに積極的に取り組んでいます。
- 危機対応業務に係る「特別相談窓口」を全国の営業店に設置し、危機時における法定の指定金融機関として、お客さまからの相談に対応しています。

<危機対応業務の取組実績～21年3月末日時点>

(単位:件、億円)

	合 計	
	件 数	金 額
中小企業等向け損害担保付貸出	5,605	3,125
中堅企業等向けツーステップローン	(*)276	(*)700
合 計	5,881	3,825

(\*)中堅企業等向けツーステップローンの件数、金額の実績は、日本政策金融公庫から、3月末までに当金庫へ実行された貸付金額ベースの数字

◎商工中金は、現下の極めて厳しい環境を踏まえ、「セーフティネット機能の発揮」を優先的にとりくむべき課題であると認識し、これまで以上に中小・中堅企業等の相談に対して懇切・丁寧かつ迅速な対応に努め、引続きセーフティネット機能の発揮に万全を尽くしてまいります。

○本資料は、21年3月末時点における当金庫の概要並びに総合支援策、危機対応業務に関する情報提供を目的としており、何らの取引ないし契約の条件提示を行うものではありません。

○本資料は、商工中金が信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成していますが、商工中金はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容が事前連絡なしに変更されることもあります。

○また、商工中金は本資料の誤謬、脱落により生じた結果に対して、いかなる責任を負うものではありません。その他専門的知識に関する問題については必ず貴社の税理士等の専門家に事前に十分にご相談の上、ご確認ください。

○本資料の具体的なご検討や実行に際しましては、ご自身の責任でその採否をご判断くださいますようお願い申し上げます。

○商工中金からの融資を受けるには、別途審査があります。審査に時間を要する場合があります。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

○危機対応制度について

危機対応制度とは、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（以下公庫）が指定金融機関である商工中金に対して一定の信用の供与を行うものです。指定金融機関（商工中金等）は、公庫からの信用の供与を受け危機対応業務を行い、危機に対処するために必要な資金供給を行います。従いまして商工中金によるご融資条件に加え、公庫における制約事項等があることをご承知おき下さい。

○本資料の全部もしくは一部を引用・使用・複製することを禁じます。